

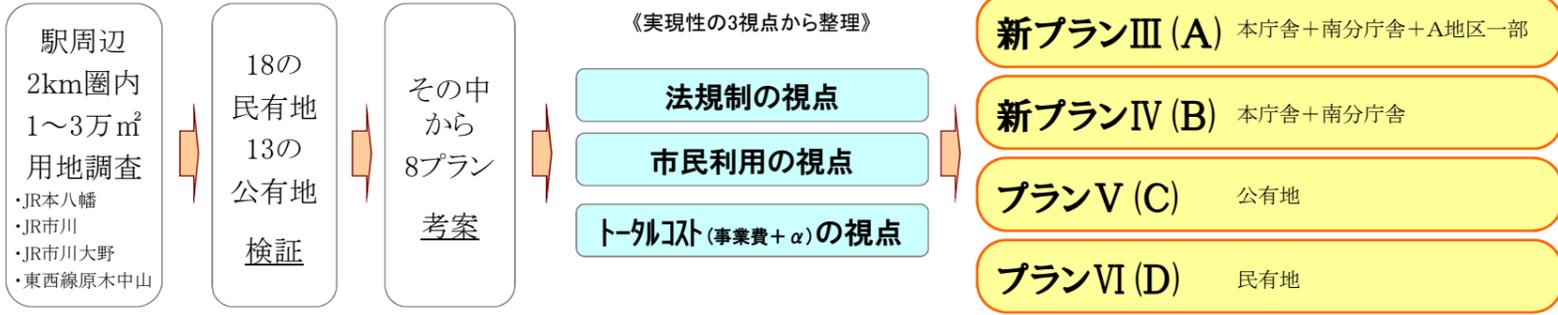
前提条件 1

4プランの選定理由(検討する候補用地の組み合わせ)

23年度は市全域で用地調査を行い8プランを考案・評価  
さらに有力な4プランに絞込みを行った

23年度検討した4つのプランについて評価・選定

※ただし、前提条件3~4に即して見直し



前提条件 2

外部の市民窓口施設(支所や出張所等)

市民が主に利用する市民サービス(証明書発行・届出・申請)を提供する外部窓口は主要駅周辺にほぼ配置済

外部の市民窓口(支所等)の配置は現状維持

(支所・出張所等4ヶ所で、転入や出生等(住所・戸籍の異動)にともなう基本的なサービスは提供できている。その他、支所等において、障害者福祉や税の滞納等、複雑な相談業務を完結させるためには多くの人員とそれにともなう施設拡張が必要となることから、現在のサービス状況を踏まえ現状機能の維持を前提とする)

【 外部の市民窓口(支所等)で提供している市民サービス(証明書発行・届出)の概要 】 ○:ほとんどできる/△:一部できる

支所等	最寄駅	駅から	証明書 ※1		届出				申請		
			住民票 印鑑証明	税 証明	転入・ 転出等	出産・ 結婚等	国保 加入等	年金 加入等	児童手当 申込等	介護保険 申込	障害者 支援
①行徳支所	東西線行徳	400m	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②大柏出張所	JR市川大野	1100m	○	○	○	○	○	○	○	○	△
③南行徳市民センター	東西線南行徳	100m	○	○	○	○	△	○	○		
④行政サービスセンター	JR市川	0m	○		○		△	○	○	○	△
⑤信篤窓口連絡所	東西線原木中山	200m	○		○		△				
⑥中山窓口連絡所	JR下総中山	400m	○		○		△				
⑦国分窓口連絡所	北総線北国分	1300m	○								



※証明書の発行は、市内11箇所・13台の自動交付機および全国のセブンイレブンでもサービスを提供中

※介護保険等に関する総合相談・各種支援については、市内11箇所の在宅介護支援センターで提供

前提条件 3

新庁舎へ統合する部署

本庁舎機能を有する部署

- ・現在の本庁舎にある部署(A区分)
- ・本来、本庁舎と一体で機能する部署だが、狭あい化等で、分庁舎・賃貸ビルに分散している部署(B区分)

本庁舎機能を有する部署は新庁舎へ統合

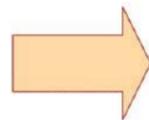
(ただし、プランによって市有財産等の活用を考慮)

区分	対象部署(その主な業務)	現在の配置施設	財産
A	本庁舎と一体で機能する部署であって、本庁舎にある	本庁舎の部署すべて	市有
B	本庁舎と一体で機能する部署だが、分庁舎等、出先機関にある	公共下水道や公園の整備・管理等	②八幡分庁舎
		環境規制の届出、ごみの収集等	③南分庁舎
		市道の舗装、標識設置等	④千葉コピービル
		市が行う工事・委託の査定、検査等	⑤誠屋ビル
		マナー条例の啓発活動等	⑥山本ビル
		消費者被害に関する相談等	⑦パティオビル
		街回遊など文化イベントの開催等	⑧いちかわ情報プラザ
		情報システムの運用管理等	
		ボランティア団体の活動支援等	⑨アクス本八幡
		DV相談、男女共同関係の講座等	⑩男女共同参画センター
C	本庁舎とは独立して機能する部署だが、本庁舎にある	現在は該当なし	-
D	本庁舎とは独立して機能する部署で分庁舎等、出先機関にある	支所、出張所などの本庁以外の窓口施設、学校、保育園、図書館、公民館など	-

前提条件 4

新庁舎に配置する職員数(将来職員数の推計)

- ・対象職員の範囲は、前提条件3で統合する職員
- ・職員の年齢構成の平準化などを考慮した将来推計を実施
- ・目標年度は年金支給開始年齢の引上げが完了した38年度



配置職員数はH38年度推計値(1,550~1,600人)

過年度の検討結果について(23年度検討により、プランⅠ・Ⅱ・Ⅶ・Ⅷを整理した理由)

■プラン比較表

【比較項目】		プランⅠ 《第3庁舎活用》	プランⅡ 《第3庁舎活用》	プランⅢ 《全部建替》	プランⅣ 《全部建替》
建設場所	本庁舎第1・2庁舎	建て替え	建て替え	建て替え	建て替え
	本庁舎第3庁舎	既存活用	既存活用	建て替え	建て替え
	南分庁舎	建て替え	建て替え	建て替え	—
	A地区商業棟	一部活用	全部活用	一部活用	全部活用
	その他	—	—	—	—
機能性	1Fのワンフロア面積	2,800㎡(本庁舎)	2,800㎡(本庁舎)	4,200㎡(本庁)	4,200㎡(本庁)
	庁舎の数(分散数)	4庁舎	4庁舎	3庁舎	2庁舎
災害	地震(液状化の危険)	やや高い(4段階中の3)	やや高い(4段階中の3)	やや高い(4段階中の3)	やや高い(4段階中の3)
	水害(河川氾濫時)	浸水なし	浸水なし	浸水なし	浸水なし
その他		第3庁舎の活用に法規制あり			
整理した理由		<p>(1)第3庁舎活用のためには、建築基準法により、大幅な改修が必要、かつ建築可能な面積に制限がある。</p> <p>(2)新庁舎は規模が小さく、敷地規模が活かせない。また、使い勝手の悪いものしかできない。</p> <p>(3)新庁舎完成後、概ね10年程で老朽化による第3庁舎の建替えも想定される。</p>			

【比較項目】		プランⅤ 《一ヵ所へ移転》	プランⅥ 《一ヵ所へ移転》	プランⅦ 《一ヵ所へ移転》	プランⅧ 《分散移転》
建設場所	本庁舎第1・2庁舎	—	—	—	—
	本庁舎第3庁舎	—	—	—	—
	南分庁舎	—	—	—	建て替え
	A地区商業棟	—	—	—	—
	その他	公有地	民有地	市街化調整区域	公有地の一部
機能性	1Fのワンフロア面積	5,700㎡	5,700㎡	5,700㎡	1,600㎡(南分庁舎)
	庁舎の数(分散数)	1庁舎	1庁舎	1庁舎	4庁舎
災害	地震(液状化の危険)	高い(4段階中の4)	高い(4段階中の4)	高い(4段階中の4)	高い(4段階中の4)
	水害(河川氾濫時)	1.0～2.0m浸水	1.0～2.0m浸水	0.5m未満浸水	1.0～2.0m浸水
その他				地区計画の設定必要	
整理した理由				<p>(1)市の中心から遠く、どのような交通手段でもアクセスが低下。</p> <p>(2)庁舎建設を行うためには、地区計画の設定をしなければならないが、これは現状の都市計画を大幅に変更することとなる。</p> <p>(3)他の候補地と異なり、新庁舎建設費のほか、新庁舎周辺の都市基盤・インフラ整備に多額の費用が想定される。</p>	<p>(1)庁舎はどれも規模が小さく、また機能分散によって使い勝手の悪い庁舎しかできない。</p>

## 新庁舎の規模について

## ■算定方法別 職員 1 人あたりの面積の比較

算定方法	職員 1 人あたり
現状	14.2 m <sup>2</sup>
総務省基準 ※総務省による借金可能な上限の基準	22.9 m <sup>2</sup>
国土交通省基準 ※国の庁舎に関する営繕基準	16.1 m <sup>2</sup>
他市事例の平均 ※下表参照	25.5 m <sup>2</sup>

## ■他市事例（人口規模の大きな主な事例による）

	人口	職員数	計画庁舎 面積	職員 1 人 あたり	完成予定
東京都町田市	43 万人	1,314 人	40,000 m <sup>2</sup>	30.4 m <sup>2</sup>	24 年度予定
東京都立川市	19 万人	590 人	17,500 m <sup>2</sup>	29.7 m <sup>2</sup>	22 年度
茨城県つくば市	22 万人	812 人	20,000 m <sup>2</sup>	24.6 m <sup>2</sup>	22 年度
愛知県一宮市	37 万人	1,150 人	30,000 m <sup>2</sup>	26.1 m <sup>2</sup>	24 年度予定
神奈川県平塚市	26 万人	1,026 人	25,000 m <sup>2</sup>	24.4 m <sup>2</sup>	27 年度予定
沖縄県那覇市	32 万人	1,500 人	31,000 m <sup>2</sup>	20.7 m <sup>2</sup>	24 年度予定
東京都豊島区	27 万人	1,273 人	29,100 m <sup>2</sup>	22.9 m <sup>2</sup>	26 年度予定
		平均	27,514 m <sup>2</sup>	25.5 m <sup>2</sup>	

# 庁舎整備プラン 4プランの概要

		A案(プランⅢ)			B案(新プランⅣ)		C案(プランⅤ)		D案(プランⅥ)		
概念図											
敷地面積		本庁舎	約 7,940 m <sup>2</sup> (約 7,490 m <sup>2</sup> )		本庁舎	約 7,940 m <sup>2</sup> (約 7,490 m <sup>2</sup> )		本庁舎	—	本庁舎	—
		分庁舎①	約 4,780 m <sup>2</sup> (約 4,600 m <sup>2</sup> )		分庁舎	約 4,780 m <sup>2</sup> (約 4,600 m <sup>2</sup> )					
		分庁舎②	約 11,640 m <sup>2</sup>		—						
建物概要		本庁舎	地上 6 階 / 地下 2 階 (駐車場等) ○建築面積 約 4,600 m <sup>2</sup> (建ぺい率 61%) ○延床面積 約 32,000 m <sup>2</sup> ○容積対象 約 25,600 m <sup>2</sup> (容積率 342%) ※駐車場を除いた場合 約 22,800 m <sup>2</sup>		本庁舎	地上 6 階 / 地下 2 階 (駐車場等) ○建築面積 約 4,600 m <sup>2</sup> (建ぺい率 61%) ○延床面積 約 32,000 m <sup>2</sup> ○容積対象 約 25,600 m <sup>2</sup> (容積率 342%) ※駐車場を除いた場合 約 22,800 m <sup>2</sup>		本庁舎	地上 6 階 ○建築面積 約 5,400 m <sup>2</sup> (建ぺい率 19%) ○延床面積 約 32,000 m <sup>2</sup> (容積率 112%)	本庁舎	地上 6 階 ○建築面積 約 5,400 m <sup>2</sup> (建ぺい率 18%) ○延床面積 約 32,000 m <sup>2</sup> (容積率 105%)
		分庁舎①	地上 4 階 ○建築面積 約 1,600 m <sup>2</sup> (建ぺい率 39%) ○延床面積 約 6,300 m <sup>2</sup> (容積率 137%)		分庁舎	地上 5 階 ○建築面積 約 1,980 m <sup>2</sup> (建ぺい率 43%) ○延床面積 約 9,200 m <sup>2</sup> (容積率 200%)					
		分庁舎②	商業棟 3 階部分 ○延床面積 約 2,900 m <sup>2</sup>								
駐車場、自転車・バイク駐輪場		本庁舎	駐車場 160 台 / 自転車 120 台 / バイク 20 台		本庁舎	駐車場 160 台 / 自転車 120 台 / バイク 20 台		本庁舎	駐車場 210 台 / 自転車 240 台 / バイク 60 台 (※公用駐車場、職員用自転車・バイク駐輪場のぞく)	本庁舎	駐車場 210 台 / 自転車 240 台 / バイク 60 台 (※公用駐車場、職員用自転車・バイク駐輪場のぞく)
		分庁舎①	駐車場 60 台 / 自転車 130 台 / バイク 40 台		分庁舎	駐車場 60 台 / 自転車 130 台 / バイク 40 台					
		分庁舎②	駐車場 20 台								
フロア構成		本庁舎	分庁舎①	分庁舎②	本庁舎	分庁舎	本庁舎		本庁舎		
6F		《議場》 ⑩議会			《議場》 ⑩議会		《議場》 ⑨総務 ⑩議会	《議場》 ⑨総務 ⑩議会		《議場》 ⑨総務 ⑩議会	
5F		⑨総務		(駐車場)	⑨総務	⑧環境・清掃	《市長・副市長》 ⑨総務	《市長・副市長》 ⑨総務		《市長・副市長》 ⑨総務	
4F		《市長・副市長》 ⑨総務	⑧環境・清掃	(駐車場)	《市長・副市長》 ⑨総務	⑦建設・道路	⑦建設・道路 ⑧環境・清掃	⑦建設・道路 ⑧環境・清掃		⑦建設・道路 ⑧環境・清掃	
3F		④教育 ⑨総務	⑦建設・道路	⑤市民協働 ⑥経済	④教育 ⑨総務	⑦建設・道路	④市民協働 ⑤経済	④市民協働 ⑤経済		④市民協働 ⑤経済	
2F		②福祉 ③税 ④教育	⑦建設・道路	(商業施設)	②福祉 ③税 ④教育	⑥経済 ⑦建設・道路	②福祉 ③税 ④教育	②福祉 ③税 ④教育		②福祉 ③税 ④教育	
1F		①市民窓口 ②福祉 ③税 ④教育	⑦建設・道路	(商業施設)	①市民窓口 ②福祉 ③税 ④教育	⑤市民協働	①市民窓口 ②福祉 ③税 ④教育	①市民窓口 ②福祉 ③税 ④教育		①市民窓口 ②福祉 ③税 ④教育	
B1F		駐車場 (100 台)		(公共駐輪場・商業施設)	駐車場 (100 台)						
B2F		駐車場 (60 台)			駐車場 (60 台)						
配置職員数		約 1,100 人	約 370 人	約 130 人	約 1,100 人	約 500 人	約 1,600 人		約 1,600 人		

# ワンストップサービス窓口に必要な面積について

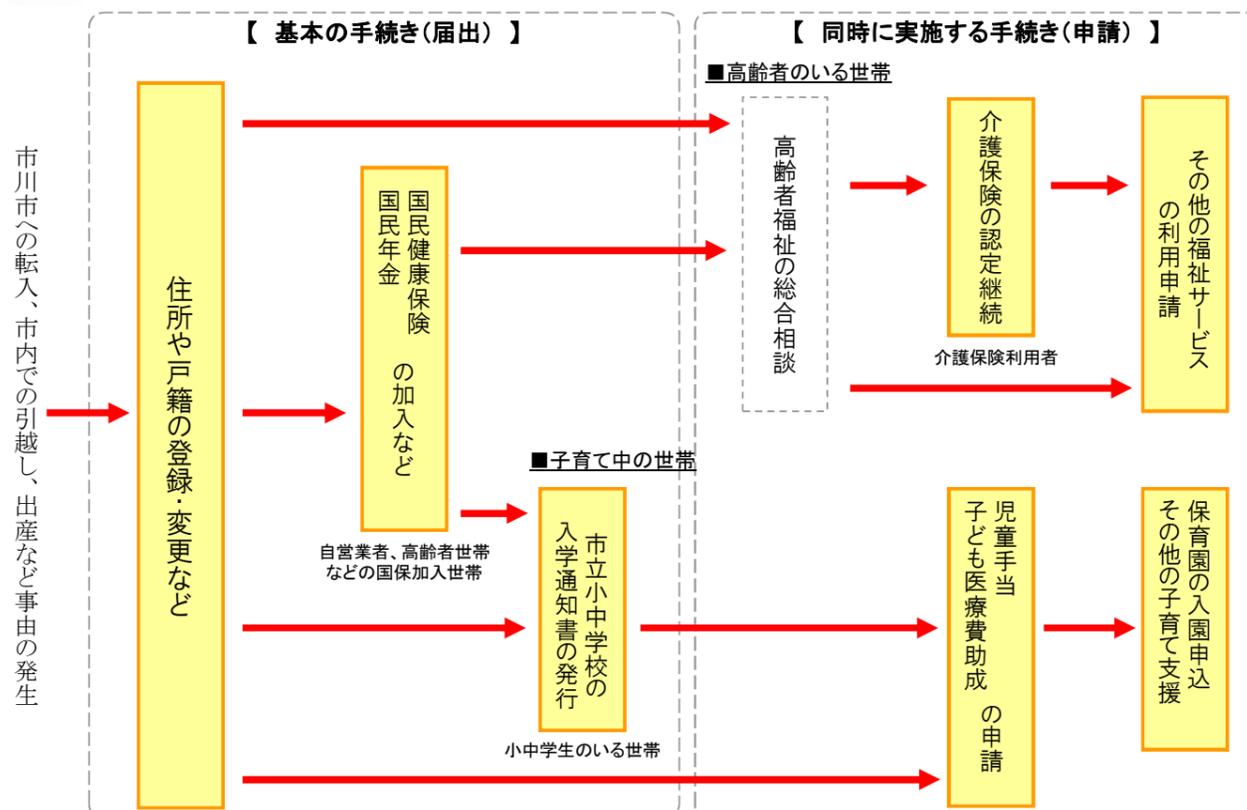
## 一般的なワンストップサービス窓口の定義と概要

概要	受付窓口	対応職員	必要面積	利便性	実現性	導入事例	課題
<b>①統合施設型</b> ・ワンフロアに関連窓口部署を集約(統合) ・窓口は課ごとに複数設置して手続き ・集約により市民の移動範囲・時間を短縮	手続ごとに複数	手続ごとに複数	多い	低い	高い	大規模な市区	関連部署を集約するスペースの確保
<b>②職員派遣型</b> ・申請・届出窓口を一本化 ・ひとつの窓口で複数の手続きが可能 ・手続きに応じて、複数の職員がローテーション(派遣)して対応	1カ所	手続ごとに複数					手続き内容に応じた円滑な職員ローテーションの実現が困難
<b>③スーパーマン型</b> ・申請・届出窓口を一本化 ・ひとつの窓口で複数の手続きが可能 ・すべての対応を固定職員(スーパーマン)が行う	1カ所	1人	少ない	高い	低い	小規模な町村	すべてに対応できる広範で専門的知識を有する職員の確保が困難

※どの形態も複雑な相談を伴う業務については別途窓口を設置する必要あり

『庁舎整備基本構想』におけるフロア検討にあたっては、  
 多くの面積を必要とするが、大規模な市区で導入しやすい  
**ワンストップサービス窓口 = 『① 統合施設型』** で整理する  
 (市民生活に必要な一連の行政事務を執り行う部署の集約化)

## 市川市への転入や出産など(住民異動・戸籍移動)を起点とした手続きの主な流れ



## ワンストップサービス窓口に必要な面積の考え方(例)

区分	考え方
A ロビー	・現状本庁舎ロビーと同等規模を考慮
B 廊下・階段・エレベータなど共用部分	・ユニバーサルデザイン実現のため、現在の共有部分×1.25倍を確保
C 窓口スペース	・届出・申請の受付は、ローカウンターを基本とし、未設置または不足している部署に新設・増設(対面式・ローカウンター 新設～×2倍)
D 待合スペース	・窓口の統合・狭あい化解消のため、現在の市民課待合(100席)×3倍を確保
E トイレ	・男女 各3カ所を設置 ・多目的トイレ 1カ所を設置
F 事務スペース	・職員1人あたり4.5㎡ × ワンストップサービス窓口配置職員数(現状同等かつ総務省基準の範囲内) ・その他、プリンタ置場、文書保管庫置場、軽作業・打合せスペースなどを2課で1スペースを共有できるよう確保
G その他	・個室相談室(3m×3m) 10カ所を設置 ・市政情報コーナー ・銀行・ATM・売店など付帯施設 ※窓口フロアのため会議室・倉庫は考慮しない